

内閣府 食品安全委員会 事務局 技術参与（非常勤一般職国家公務員）募集要項

内閣府食品安全委員会は、食品の安全に関して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価（リスク評価）を行っている機関で、リスク評価のほか、食品安全に関する情報収集及び情報発信なども行っています。

この度、食品安全委員会事務局において、リスク評価の業務補助を担当する技術参与を募集します。

1 採用内容

職 名 : 技術参与（非常勤）
採用予定者数 : 2名
(1) 農薬担当 1名
(2) 新たな評価方法の導入等担当 1名

採用予定日 令和8年7月1日以降
※ 実際の採用日については、採用内定者と相談の上、決定

2 業務内容

(1) リスク評価の業務補助（農薬担当） 業務

食品健康影響評価（*）（農薬）に必要な試験・調査データや文献等の収集、整理、分析、管理及び要約の作成並びに収集した情報を用いた調査会資料の作成補助等。

(2) リスク評価の業務補助（新たな評価方法の導入等担当） 業務

*in silico*手法（リードアクロス、(Q) SAR 等）及び統計・数理モデルを活用したベンチマークドーズ法といった新たな評価方法に関する以下の業務（パソコン使用）。

- ① 文献等の収集、整理、分析、管理及び要約の作成。
- ② アプリケーションを用いた解析及びその結果の資料作成。

* 食品健康影響評価とは、食品に含まれる物質又は食品の状態が、当該食品の摂取によりヒトの健康に及ぼす影響について、科学的に評価を行うこと。

リスク評価：<https://www.fsc.go.jp/hyouka/>

3 応募資格

■ 専門性について

(1) リスク評価の業務補助（農薬担当） 業務

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 毒性学に関する科学的な専門的知見を有しており、その他、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、医学、薬学、獣医学又は実験動物学などのうち一つ又は複数の分野について科学的な専門知識を有する者。



- ② 毒性学、生化学、農芸化学、生物学、有機化学、医学、薬学、獣医学又は実験動物学など食品健康影響評価に必要となる分野の論文（英文、邦文）並びに国際機関等のリスク評価書及び海外のリスク管理に係る情報等を検索し、その要約を作成して取りまとめられること及び同種の業務経験（研究等を含む。）を有する者。
- ③ 医師、薬剤師、獣医師の資格又は①の分野に関係する修士以上の学位を有するか、大学や研究機関での研究経験を有し、農薬、食品又は医薬品等の安全性に関する科学的知見を取りまとめた経験を有する者。

(2) リスク評価の業務補助（新たな評価方法の導入等担当）業務

大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、次の①及び②の要件を満たすこと。なお、③の要件を満たすことがさらに望ましい。

- ① 毒性学に関する科学的な専門的知識を有しており、その他、統計学、生化学、農芸化学、生物学、理学、工学、医学、薬学、獣医学又は公衆衛生学（疫学等）のうち一つ又は複数の分野について食品健康影響評価に必要となる科学的な専門知識を有する者。
- ② 毒性学、統計学、生化学、農芸化学、生物学、理学、工学、医学、薬学、獣医学又は公衆衛生学（疫学等）など食品健康影響評価に必要となる分野の論文（英文、邦文）並びに国際機関等のリスク評価書及び海外のリスク評価に係る情報等を検索し、その要約を作成して取りまとめられること又は同種の業務経験（研究等を含む。）を有する者。
- ③ 医師、薬剤師、獣医師の資格又は①の分野に関係する修士以上の学位若しくは大学や研究機関での研究経験を有し、農薬、食品又は医薬品等の安全性に関する科学的知見を取りまとめた経験を有する者又は、毒性試験、毒性評価若しくは疫学研究の実務経験がある者。又は、①の分野においてデータサイエンスの実装経験を有する者については、これを考慮する。

■ 職務経験について

(1) リスク評価の業務補助（農薬担当）業務

食品、化学製品、医薬品関係企業、関連研究所等で5年以上の勤務経験を有する者又は大学や研究機関での研究経験を有する者。

(2) リスク評価の業務補助（新たな評価方法の導入等担当）業務

食品、化学製品、医薬品関係企業、関連研究所等で5年以上の勤務経験を有する者又は大学や研究機関での研究経験を有する者。

■ 応募できない要件

以下に該当する者は応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

■ その他

- ・ 採用に当たっては、業務に関係する職務経験並びに採用者及び採用者と生計を一にする者が従事する企業等を考慮します。

- ・ 利害関係を有する職業との兼業は不可。
- ・ 採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしていますので、あらかじめカードの取得の手続きをしていただくこととなります。

4 提出書類

- **志望動機について記した小論文（様式自由）**
 - ・ 800字程度とし、応募する担当業務、表題、氏名を最初に記入し作成してください。
- **履歴書1通（様式自由：市販品、ワープロ可）**
 - ・ カラー写真（6ヶ月以内に撮影したもの）を貼付し、職務経歴（期間、勤務先、職種、業務内容等の経歴）が分かるように記載すること。
 - ・ 日中確実に連絡が付き連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記すること。
- **「3 応募資格」を満たすことを証明できるもの**
 - ・ 免状、認定証、卒業証書、TOEIC等の語学関係の検定試験のスコアや資格。学歴証明については、最終学歴のもので差し支えない。証明内容が複数ある場合は各1通とする。いずれも写しで可。
 - ※ 電子媒体での提出は受け付けません。
 - ※ 提出された応募書類は返却いたしません（当方で破棄します）。
- **書類提出先については、下記を参照してください。**

5 試験日程等

- 受付締切日 : 2026（令和8）年5月25日（月）17時必着
※ 応募書類に希望する採用日を記載すること。
※ 応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時書類審査・面接を行います。
- 書類審査結果の通知 : 随時。
※ 採否に関する個別的な問い合わせには応じません。
- 面接試験日 : 随時（書類審査合格者と相談の上、決定）
- 試験会場 : 東京都港区虎ノ門
※ 詳細は書類審査合格者のみにご連絡します。
- 面接審査結果の通知 : 面接等の実施後、随時。
※ 採否に関する個別的な問い合わせには応じません。

6 勤務条件

- 勤務地 : 内閣府食品安全委員会事務局
（東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー13F）
- 勤務時間 : 原則1日5時間45分（10:00～12:00 及び 13:30～17:15）
土・日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休み
（ただし、部局長が特別に勤務の必要があると認める場合は勤務とする。）

※より柔軟な勤務形態確保の観点から、勤務日数及び勤務時間（テレワークを

含む)については、採用者と相談の上、決定いたします。
※なお、以下の勤務例を参考に希望する勤務時間等を履歴書に記載すること。

(勤務例)

【例1】原則どおり

【例2】勤務日：月水金（火木：非勤務日）、勤務時間：9:30～12:00 及び
13:00～16:15、金はテレワーク

任 期 : 採用日から2年以内
(勤務状況等により更新することがあります)

給 与 等 : 日額 14,100～22,300 円 (経験等による)
※ 法令等の改正により日給等が変更となる可能性あり。
※ 通勤手当 (給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券
にあつては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可)
※ 健康保険、厚生年金保険及び介護保険適用は、国家公務員共済組合制度に従
う。また、雇用保険は加入要件に従う。
※ 賞与・昇給なし
※ 年次休暇 10 日間 (採用日より付与)
その他に特別休暇等あり。

【書類提出先及びお問い合わせ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-3

虎ノ門アルセアタワー13F

内閣府食品安全委員会事務局 総務課

電話 (03) 6234-1078